

とくしま芸術文化賞等表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、芸術文化の分野においてすぐれた活動を行い、または、将来においてさらにその活躍が期待される者にとくしま芸術文化賞等（以下「芸術文化賞等」という。）を贈り、顕彰・奨励することで、本県の芸術文化の振興に資することを目的とする。

(名称)

第2条 芸術文化賞等の名称は、次の各号のとおりとする。

- (1) とくしま芸術文化賞（以下「芸術文化賞」という。）
- (2) とくしま芸術文化奨励賞（以下「奨励賞」という。）

(表彰の範囲)

第3条 芸術文化賞は、徳島県内に在住し、または徳島県出身の個人で、次の各号に該当する者に対して贈呈する。

- (1) 徳島県における芸術文化の振興に特に功績顕著な個人
- (2) 芸術文化の分野においてすぐれた活動を行い、かつ、芸術文化活動の育成、普及を通じて徳島県における芸術文化の振興に特に功績顕著な個人

2 奨励賞は、徳島県内に在住し、または徳島県出身の個人で、次の各号に該当する者に対して贈呈する。

- (1) 徳島県における芸術文化の振興に貢献している個人
- (2) 将来において一層の活躍が期待される個人

3 芸術文化賞及び奨励賞の被表彰者はそれぞれ原則3名以内とする。

(推薦の手続)

第4条 徳島県内に在住し、または徳島県出身の個人・団体は、第3条の第1項及び第2項に該当する者を公益財団法人徳島県文化振興財団理事長（以下「理事長」という。）に推薦することができる。ただし、同一の賞に対し、複数の候補者を推薦することはできない。

2 芸術文化賞、または奨励賞の候補者を推薦しようとする者は、所定の期間内に、とくしま芸術文化賞等候補者推薦書（様式第1号）に候補者に関する書類等を添えて、理事長に推薦する。

3 推薦者、候補者の情報については公開しない。

(選考の手續)

第5条 芸術文化賞等は、県民等から推薦があった者のうちから、とくしま芸術文化賞等選考委員会（以下「選考委員会」という。）の選考に基づき決定する。

(選考委員会の設置)

第6条 県民等から推薦を受けた者の中から芸術文化賞等を贈呈する者を選考・決定するため、選考委員会を置く。

2 選考委員会は、若干名の委員で組織する。

3 選考委員は理事長が委嘱する。

4 選考委員の任期は2年とし、再任することができる。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(選考委員会)

第7条 選考委員会に議長を置く。議長は委員の互選により選出し、会議を総括する。

2 選考委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 選考委員会は、必要があるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

4 選考委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長が決する。

(表彰の時期及び方法)

第8条 芸術文化賞等の贈呈は、年度内に行うものとする。

2 芸術文化賞等は、賞状に副賞を添えて授与する。

3 芸術文化賞等の受賞者が、公益財団法人徳島県文化振興財団が管理する施設を利用して発表をおこなう場合、受賞した次の年度内に限り会場費を免除する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成20年12月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年9月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

- 1 この規程は、平成25年11月20日から施行する。
- 2 とくしま芸術文化賞等要綱（平成20年12月22日制定）は、廃止する。

附則

- 1 この規程は、平成26年9月11日から施行する。